

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	九度山町

九度山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 九度山町産業振興課
所在地 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190
電話番号 0736-54-2019
FAX番号 0736-54-2022
メールアドレス sanshin@town.kudoyama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、サギ類、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	九度山町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
農作物被害		
イノシシ	果樹、いも類	317.4万円／1.16ha
シカ	果樹	116.5万円／0.46ha
アライグマ	果樹、野菜、いも類	6.6万円／0.02ha
小計		440.5万円／1.64ha
水産被害		
カワウ、サギ類	アユ	500万円
計		940.5万円／1.64ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、九度山町における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、アライグマ等が農作物に被害を与え、令和6年度の被害額は440.5万円で令和3年度に対して減少してはいるものの依然被害が発生している。生息数については、平成24年度以降、町内全域において捕獲数が増加しており、生息数も増加していると推測される。

イノシシ、シカについては、九度山町不動谷地域、旧河根村地域に加え、入郷、慈尊院地区でも被害が拡大している。アライグマについては、町内全域から被害が報告されている。

また、水産被害については、紀の川におけるカワウ、サギ類によるアユの被害が顕著であり、その被害額は500万円となっている。

さらに今般、カラスについての目撃情報が若干出てきている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
農作物被害		
イノシシ	317.4万円／1.16ha	300.5万円／1.08ha
シカ	116.5万円／0.46ha	110.7万円／0.43ha
アライグマ	6.6万円／0.02ha	6.6万円／0.02ha
小計	440.5万円／1.64ha	417.8万円／1.53ha
水産被害		
カワウ・サギ類	500万円	475万円
小計	500万円	475万円
計	940.5万円／1.64ha	892.8万円／1.53ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制 九度山町猟友会へ委託し、イノシシ、シカ、カワウ、サギ類の有害捕獲を推進してきた。 イノシシ、シカについては、県・国補助と併せ、捕獲経費への助成を行ってきた。 アライグマについては、特定外来生物防除法に基づく防除計画を策定し、全町的な捕獲に取り組んできた。 狩猟免許取得者に対する講習会費用等の補助及び地元猟友会への入会を推進し、捕獲体制の強化を実施してきた。</p> <p>捕獲機材 箱わなを貸出し、捕獲強化に取り組んできた。</p>	<p>左記の被害防止対策を講じ、野生鳥獣による農林水産物被害は、猟友会の積極的な捕獲活動で、イノシシ、シカの捕獲数が増加したことにより、被害額の減少が見られる。 これらのことから、猟友会と協力して、継続して捕獲活動に注力し、有害鳥獣生息数の削減効果を上げていくこととする。 しかし、捕獲者の高齢化等の問題があるため、既存戦力低下の抑止と継続的な捕獲体制を維持する意味からも、次世代の担い手として若手の営農・耕作者自身による狩猟免許取得支援の推進が、喫緊の課題である。 アライグマについては、特定外来生物防除法に基づく防除計画による捕獲を引き続き取り組む。 また、箱わなの貸出及び追い払い活動も、引き続き取り組む。</p>

防護柵の設置等に関する取組	県や町による補助金等を活用して、令和4年度～令和6年度では町全体で総延長3,886m、総受益面積4.43haへの設置を実施してきた。	防護柵の新設・延伸を推進してきたことにより、イノシシやシカ等の野生大型鳥獣の侵入に対し、徐々に効果を発揮してきている。 被害が多発している山手の地区では、設置に対して関心が高く、新設・延伸は進んでいるが、近年、山手から市街地付近の農地へイノシシやシカが侵入しており、その防除が進んでいないのが現状である。そのため、市街地付近の農地で耕作している営農・耕作者に対して、設置を進めていくことが直近の課題である。
生息環境管理その他の取組	広報・回覧等で残渣の除去の協力を呼びかけてきた。	引き続き残渣の除去の協力を呼びかける。また、農家の担い手不足により耕作放棄地の刈り払いが行き届いていない現状について実施を促していくことが課題である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>九度山町における被害軽減のためには、農地に繰り返し出没する個体の捕獲や防護柵等による農作物への被害防止、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。</p> <p>捕獲については、猟友会・実施隊はもとより、農家、特に若年層の営農・耕作者自身にも自助意識をかん養してもらえよう狩猟免許の取得、及び取得に関する支援制度も含めて広く呼びかけるとともに、手法としては初心者でも比較的取り組みやすい箱わな等の活用を推進する。</p> <p>防護柵については、県補助金などを活用し、個別柵とならないよう効率的に農地をカバーできる設置方法を推進する。</p>

さらに、集落全体の餌場価値を下げていくため、住民一人一人の意識改革が重要であることから、農業残渣の整理や餌やりを行わないといった、一般住民も含めた啓発活動や中山間集落保全での刈り払い等も促す。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を設置
 ・非常勤職員28名
 捕獲・被害調査の実施(猟友会28名) ※全員が対象鳥獣捕獲員

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ アライグマ カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会へイノシシ、シカの有害捕獲委託。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制の強化。 ・アライグマ捕獲補助金を継続し、アライグマの個体数を減少させる。 ・箱わなの地域への貸出を推進。 ・狩猟免許取得への助成を引き続き行い、捕獲の担い手を増加させる。 ・猟友会との連携を強化する。 ・国庫事業や県単事業の活用 ・カワウ・サギ類については、春先に一斉捕獲を行い、個体数削減を目指す。

令和9年度	イノシシ シカ アライグマ カワウ サギ類	令和8年度の取組を継続して行う。
令和10年度	イノシシ シカ アライグマ カワウ サギ類	令和9年度の取組を継続して行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 近年、捕獲数は増加しており、出沒数も増加の一途を辿っており、農地周辺に出沒する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。 ・シカ 近年、市街地付近の農地等への出沒も見られ、個体数が増加に向かっている。そのため、捕獲を実施し、着実な被害減少を目指す。 ・アライグマ アライグマの出沒は夏頃を中心に町内全域で見られる。外来生物法に基づく防除計画を策定しており、これに基づき、住民と協力しながら箱わなを利用した着実な捕獲を継続する。また、アライグマ捕獲に対する助成を引き続き行い、町全体で着実な捕獲を推進していく。 ・カワウ、サギ類 カワウ・サギ類は春先から紀の川を遡上する稚アユの食害があるため、紀の川におけるカワウ・サギ類の一斉捕獲を行い、個体数削減を目指す。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	捕獲数150頭	捕獲数150頭	捕獲数150頭
シカ	捕獲数350頭	捕獲数350頭	捕獲数350頭
アライグマ	捕獲数60頭	捕獲数60頭	捕獲数60頭
カワウ・サギ類	被害金額5%減	被害金額5%減	被害金額5%減

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、猟友会協力の下、狩猟（猟期）及び有害捕獲（4月～10月）により取り組んでいく。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物防除実施計画に基づき、年間を通じて捕獲従事者による箱わなを主体とした捕獲を行う。</p> <p>カワウ・サギ類については、3～5月の稚アユの放流時期に、紀の川河川敷において銃器を使用し、一斉捕獲により捕獲していく。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害対策実施隊には、捕獲、被害調査活動等を依頼している。本町が対象とする有害大型獣はイノシシ、ニホンジカであるが、特にニホンジカにおいては警戒心が高く、捕獲者からの逃走距離を置く習性があることから、命中精度が高く、射程距離も長いライフル銃を用いた方が個体への半矢率を下げ、捕獲活動も効率に行うことができ得る。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ カ	電気柵・ワイヤーメッシュ 延長 11,000m 受益面積 11ha (九度山町各地)	電気柵・ワイヤーメッシュ 延長 11,000m 受益面積 11ha (九度山町各地)	電気柵・ワイヤーメッシュ 延長 11,000m 受益面積 11ha (九度山町各地)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ カ	設置者に対する侵入防止柵の見守り呼びかけを行う。	令和8年度の取組を継続して行う。	令和9年度の取組を継続して行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ アライグマ ニホンザル カワウ サギ類	広報掲載による住民への啓発や中山間地域等直接支払い参加集落等に対し、耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底や狩猟免許取得の呼びかけを行う。 また、住宅地・農地帯周辺域に侵入する有害獣の追上げ・追払い活動を支援する。
令和9年度	イノシシ シカ アライグマ ニホンザル カワウ サギ類	令和8年度の取組を継続して行う。
令和10年度	イノシシ シカ アライグマ ニホンザル カワウ サギ類	令和9年度の取組を継続して行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

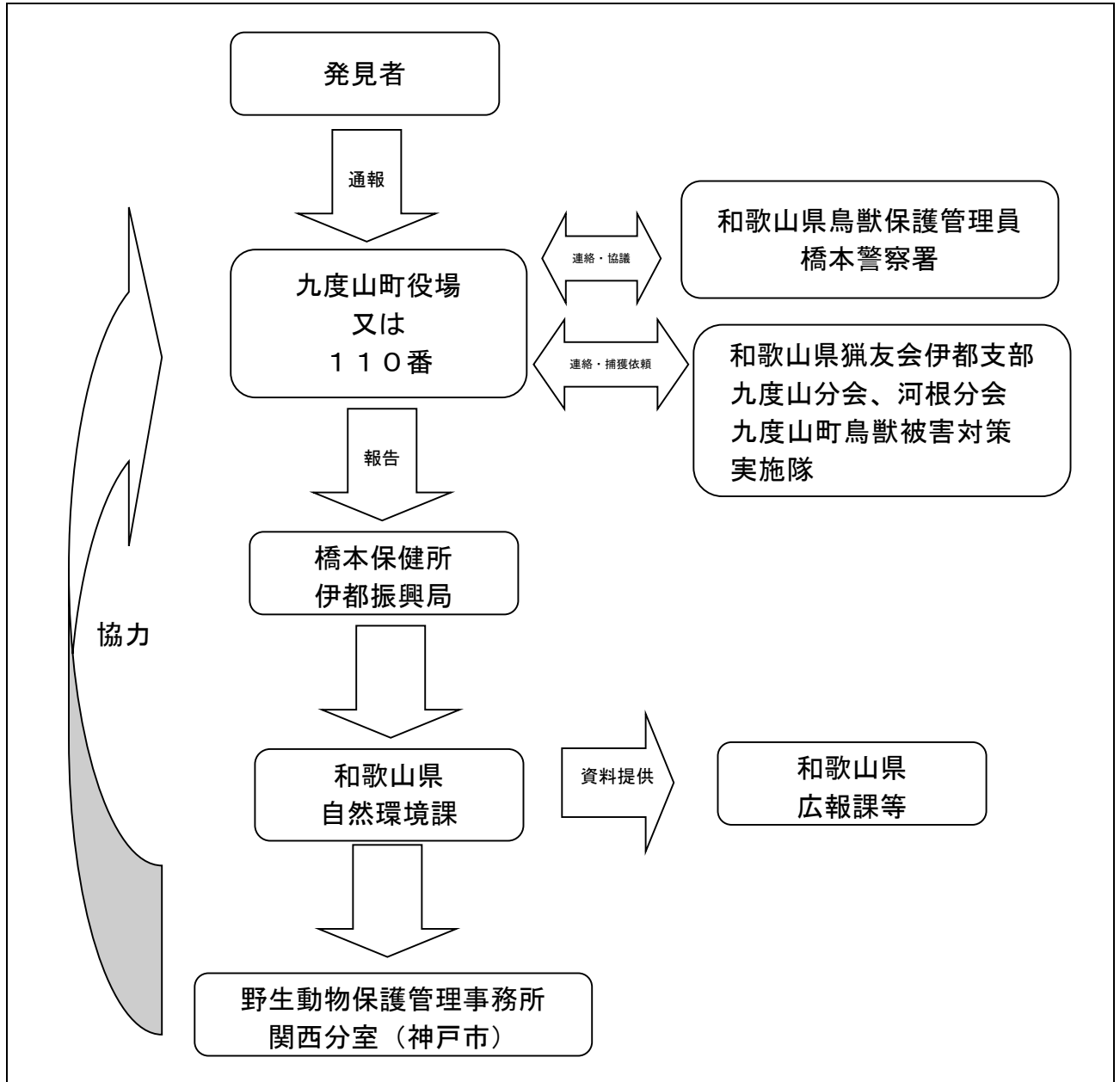
関係機関等の名称	役割
九度山町	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保
九度山町鳥獣被害対策実施隊	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施
和歌山県	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言
和歌山県警察	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保
和歌山県鳥獣保護管理員	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言
和歌山県猟友会伊都支部 九度山分会・河根分会	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、獣肉の地域資源としての有効利用を検討していく必要があるため、解体処理施設の設置について他市町と検討していきたい。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、捕獲した鳥獣を利用していないが、民間等の処理加工施設と捕獲者のマッチングを推進できたらと考えている。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

獣肉の地域資源としての有効利用を検討していくなかで、解体処理施設の設置について他市町と検討していきたい。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地元では、適した人材の確保が難しいため、他所からの人材を呼び込むことに努める。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	九度山町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
伊都振興局	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
九度山町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県農業協同組合	防備対策の指導及び協力
和歌山県鳥獣保護管理員	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
九度山町農業委員会	耕作放棄地の適正管理及び地域の点検
和歌山県猟友会伊都支部 九度山分会・河根分会	捕獲の実施（銃猟・わな猟）

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
紀ノ川漁業協同組合	被害情報の提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○鳥獣被害対策実施隊を設置 ・非常勤職員28名 捕獲、被害調査の実施（猟友会28名）※全員が対象鳥獣捕獲員

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町が中心となり、九度山町猟友会と連携して対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定組合、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。